

震災復興情報



東日本大震災で被災された国民健康保険被保険者の皆さんへ

次のいずれかに該当する場合は、病院受診時の窓口負担(一部負担金)が免除されます。

対象

- ・ 被災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯主および同一世帯で国民健康保険に加入している方全てが市民税非課税の世帯
- ・ 主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯の方で、世帯主および国民健康保険に加入している方全てが市民税非課税の世帯

免除期間 8月1日(月)～平成29年3月31日(金)

※7月31日(日)までの免除証明書をお持ちの方については、平成28年度の所得状況により改めて判定し、7月下旬に証明書を発送します。
 ※免除要件に該当し、証明書が届かない方は、申請を必要とする場合がありますので、お問い合わせください。

※一部負担金の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で免除証明書の提示が必要です。

申・問 保険年金課(内線2343・2345・2349)

復興公営住宅に入居を希望される方へ

復興公営住宅の入居者を募集します。入居を希望される方は、事前登録の手続きが必要です。入居資格、募集内容等の詳細については、事前登録相談窓口までお問い合わせください。

なお、すでに事前登録をされている方のうち、住宅が決まっていない方に入居者募集のご案内を送付しますのでご確認ください。

対象

- ・ 以下のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方
- ・ 東日本大震災で住宅の「被災判定が全壊」の方
- ・ 東日本大震災で住宅の「被災判定が大規模半壊または半壊」で解体を余儀なくされた方

※市内で被災された方の入居を優先します。

募集期間

8月2日(火)～25日(木) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
 ※8月7日(日)は午前9時から午後1時まで休日窓口開庁を実施します。

申・問 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)
 (内線3981～3983) 専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

東日本大震災で被災された介護保険被保険者の皆さんへ

次のいずれかに該当する場合は、介護保険利用料(利用者負担)が免除されます。

対象

- ・ 被災証明書が全壊または大規模半壊の方で、市民税非課税世帯の方
- ・ 主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯の方で、市民税非課税世帯の方

免除期間 8月1日(月)～平成29年3月31日(金)

※7月31日(日)までの免除証明書をお持ちの方については、平成28年度の所得状況により改めて判定し、7月下旬に証明書を発送します。
 ※免除要件に該当し、証明書が届かない方は、申請を必要とする場合がありますので、お問い合わせください。

申・問 介護保険課(内線2439・2442)・各総合支所保健福祉課

復興公営住宅入居者募集

対象

- ・ 以下のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方
- ・ 東日本大震災時、雄勝町伊勢畑、上雄勝、下雄勝、味噌作、船戸地区に居住し防災集団移転事業の対象となられた方
- ・ 東日本大震災時、雄勝地区に居住し防災集団移転事業の対象となられた方

※優先順位は、第1優先:伊勢畑、上雄勝、下雄勝、味噌作、船戸地区の方、第2優先:雄勝地区の方とします。

募集期間

7月20日(水)～8月1日(月) 午前9時～午後5時(土日を除く)

必要書類

- ① 申込書(押印が必要です)
- ② 被災証明書の写し
- ③ 抽選にあたり優遇する事項を証明する書類(詳しくは、事前にお問い合わせください)

※申込書一式はお返しできませんのでご了承ください。

入居予定時期 9月～10月

※募集情報等はホームページでもご覧いただけます。

申・問 雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111

募集する住宅

名称	市営原復興住宅
所在地	雄勝町雄勝字原8-24
構造	木造 戸建
戸数	1戸
間取り	2LDK(2人以上)
家賃月額	6,800円～58,800円
供用開始	平成28年7月15日(金)

復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等
愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等
ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業
IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等

- ### 復興特区の種類
- ### 税制特例の内容
- ① 新規立地法人優遇税制
新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰延
 - ② 新規取得設備の特別償却または税額控除
新規取得等した建物・機械等について、特別償却または税額控除
 - ③ 被災雇用者給与の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除
 - ④ 研究開発設備の特別償却と税額控除
開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除
 - ⑤ 地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税等の減免を最大5年間受けられます。
※①～③は、各年度でいずれか1つの選択適用となります。④は併用することができます。

申・問 商工課(内線3526)

災害復旧費寄附金の状況

市の復興のため、国内外から寄附金をいただいています。平成27年度までに、総額13億円以上の寄附があり、市民のために役立てられています。

平成27年度までの総額 2,588件 1,329,849,016円

<活用事例>



観光案内板の張り替え(平成26年度)



水産資源の回復に対する助成(平成24年度～)



被災した小中学校の備品整備(平成25年度～)

問 復興政策課(内線4214)